

東京高等裁判所第24民事部御中

(平成21年(ネ)第3362号)

米兵による横須賀の女性強盗殺人事件に関する要請書

在日米海軍司令部がある横須賀はじめ各地で米兵犯罪が長年繰り返されています。

米兵犯罪の多くは深夜早朝の飲酒の上での犯行で米軍として実効ある再発防止の対策の確立が強く求められていました。しかしその対策が不十分ななかで、2006年1月3日早朝、米空母キティホーク乗組員の米兵が出勤途上の佐藤好重さんを素手で殴り殺すといういたましい事件が発生しました。この事件の後、米軍当局と国は、またまた型通りの「再発防止」「綱紀粛正」を表明しました。しかし、横須賀では2006年から現在まで好重さんも含め3人の命が奪われ、2人の女性が殺人未遂事件の被害者となり、その他の事件も頻発し米兵犯罪は後を絶ちません。

米軍は、米兵を戦闘員として「ためらいなく人を殺せる」ように教育、訓練しています。

米軍は、米兵を勤務時間外も「リバティール・プログラム」(自由時間規制)を定め24時間厳重な管理下に置いています。米軍が勤務時間内外を問わず米兵にたいする監督責任があることは明らかです。

米軍に様々な特権を与え、在日米軍基地を存在させ続けてきた日本政府は、米兵犯罪を防止する義務があるにもかかわらず長年有効な措置を執らず、これを放置してきました。さらに「日本にとって著しく重要と考えられる事件以外については第一次裁判権を行使するつもりがない」との日米密約(1953年)は米兵犯罪を取り締まるための大きな障害となっています。これは国家主権に関わる重大問題であると同時に、現実の社会では米兵犯罪を「野放し」にする結果を招いています。

2009年5月20日、横浜地方裁判所は、一般的には米軍の監督権限の不行使が民事特別法1条違反になる場合もあり得るとしましたが、本件での米軍責任は認めませんでした。また「この判決に込めた裁判所の思いを関係諸機関が真剣に汲み取って欲しい」との裁判所所見を述べましたが、本件ほど、米軍・国の責任が明確な事件はありません。

このように米兵犯罪は、起こるべくして起こった犯罪であり、「基地がある故」の犯罪です。以上の立場から下記事項について要請いたします。

1、 国・米軍の違法行為を明らかにし、その責任を認める判決を求めます。

2011年 月 日

氏 名	住 所

【取り扱い団体】